

## 種子生産体制強化総合支援事業実施要領の運用について

制 定 令和3(2021)年4月1日 生振第113号

改 正 令和5(2023)年4月3日 生振第52号

### 第1 事業の一般的な留意事項について

- 1 事業は、「補助事業執行の手引」(令和5(2021)年4月栃木県農政部発行)に基づいて、適切に行うこととする。
- 2 種子生産体制強化総合支援事業実施要領(以下「実施要領」という。)別表の2の成果目標の欄に掲げる種子生産面積は、受益者の自作地、借地及び特定作業受託農地(基幹作業を受託する農地)の合計面積(実面積)とする。
- 3 種子産地強化対策事業及び新種子産地育成支援事業の事業実施主体で農業者が組織する団体にあつては、受益農家数は3戸以上であること。
- 4 種子産地強化対策事業の事業実施主体で事業実施後に農地所有適格法人を設立した場合は、速やかに農業振興事務所長に組織の定款を提出するとともに、本事業により整備した機械の法人化後の組織への譲渡や長期間の貸付け等について財産処分の承認申請を行い、遅滞なく農業振興事務所長の承認を受けること。
- 5 種子産地強化対策事業及び新種子産地育成支援事業における種子産地の対象範囲は、農業協同組合を単位とした範囲とする。
- 6 種子産地強化対策事業については、次のことに留意して実施するものとする。
  - (1) 過去の補助事業で施設・機械の導入実績がある場合、その事業の成果目標を達成していること。
  - (2) 本事業は、「栃木の需要に応じた米づくり推進方針」に基づき、目標作付面積に対し、種子の供給量の不足が見込まれる品種の生産に必要な機械の整備を支援するものであり、既存機械の単純更新は支援対象外とする。
  - (3) 原則として、ソフトウェアのみの製品、稲、麦類及び大豆の種子生産の用途以外に容易に供されるような汎用性の高いもの(トラクター、フォークリフト、ローダー、トラック等)、事業実施主体の財産以外に影響を与えるもの(土地改良区財産の水路やポンプに取り付ける制御装置等)は補助対象としない。
  - (4) 補助対象とする機械は、原則として耐用年数が7年以上のものとし、同規模、同能力への更新及び過去に補助事業で導入したものの更新は対象としない。
  - (5) 原則として事業費が50万円未満(1ヶ所または1台当たり)の機械は補助対象としない。

### 第2 事業の採択について

- 1 市町が事業採択するにあたっては、関係機関と連携の上、取組実践のための助言・指導を行うものとする。
- 2 県は、事業実施前に本事業に対する要望の把握に努めるとともに、要望合計額が配分予定額を上回る場合には、次に掲げる方法により配分するものとする。

(1) 事業の要望について、事業実施主体ごとに、別表の配分基準表に基づき、配分基準ポイントを算出する。

(2) 配分予定額の範囲内で、(1)で算出したポイントの高い事業実施主体から順に配分を行う。

なお、(1)で算出した配分基準ポイントが同一の場合には、受益面積の大きい事業実施主体に優先して配分するものとする。

別表 配分基準表

1 種子産地強化対策事業

項目	取組評価基準	ポイント
栃木の需要に応じた米づくり推進方針」に係る取組	目標年(令和7年度)に向け、種子の供給量が不足見込まれる品種の種子生産面積が事業実施年度に増加	3
種子生産におけるコスト低減の取組	1つの低コスト化技術を導入する実証	1
	2つの低コスト化技術を導入する実証	2
	3つ以上の低コスト化技術を導入する実証	3
種苗生産等計画における生産面積	<b>【水稻・麦類種子】</b>	
	5 ha 未満	1
	5 ha 以上 10ha 未満	2
	25ha 以上	3
	<b>【大豆種子】</b>	
	5 ha 未満	1
5 ha 以上 10ha 未満	2	
10ha 以上	3	

2 新種子産地育成支援事業

項目	取組評価基準	ポイント
新たに種子生産に取り組む面積	<b>【水稻・麦類種子】</b>	
	5 ha 未満	1
	5 ha 以上 10ha 未満	2
	25ha 以上	3
	<b>【大豆種子】</b>	
	5 ha 未満	1
5 ha 以上 10ha 未満	2	
10ha 以上	3	
種子生産技術習得に向けた取組	種子生産技術習得に向けた取組 (例) 現地検討会の開催や研修会の参加等	3
種子生産者確保に向けた取組	種子生産者確保に向けた取組 (例) 各種会議等を活用した種子生産の取組の周知や働きかけ等	3